

東京地方裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 差押処分取消請求事件
国側当事者・国（岡山東税務署長ほか）
令和5年8月31日却下・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	岡山東税務署長 今井 雄二
裁決行政庁	国税不服審判所長 伊藤 繁
同指定代理人	八屋 敦子 滝澤 知弘 玉田 康治

主 文

- 1 本件各訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 岡山東税務署長が令和元年12月10日付けで原告に対してした、原告が医療法人A、医療法人B病院及び医療法人Cに対して有する各給料支払請求権に対する各差押処分を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が令和3年6月29日付けで原告に対してした、原告の令和2年5月13日付け審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成26年分の所得税及び復興特別所得税（以下、所得税及び復興特別所得税を併せて「所得税等」という。）の第2期の予定納税並びに岡山東税務署長から決定処分ないし賦課決定処分を受けた平成26年分から平成29年分までの所得税等及び無申告加算税を法定納期限ないし納期限までに完納しなかったことによりされた原告の給与支払請求権に対する3件の差押処分につき、国税不服審判所長に対して審査請求をしたところ、これを棄却する旨の裁決を受けたことから、上記各差押処分及び上記裁決はいずれも違法であるとして、その取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

- （1）納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、原則としてその納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない（国税通則法37条1項）。
- （2）国税の徴収は、原則としてその徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地を所轄する

税務署長が行う（国税通則法４３条１項本文）ものであるが、同署長が必要であると認めるときは、その徴収する国税について他の税務署長に徴収の引継ぎをすることができる（同条４項）。

- （３）税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員（以下「徴収職員」という。国税徴収法２条１１号）は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者その他の特定の者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる（国税徴収法１４１条）。
- （４）徴収職員は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに完納をしないときは、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない（国税徴収法４７条１項１号）。
- （５）徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権等であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない（国税徴収法５４条）。
- （６）債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い（国税徴収法６２条１項）、徴収職員は、債権を差し押さえるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立てその他の処分を禁じなければならない（同条２項）。債権の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる（同条３項）。
- （７）給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権については、所得税法の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額等、国税徴収法７６条１項各号所定の金額の合計額に達するまでの部分の金額は差し押さえることができない（同項本文）。

２ 前提事実（当事者間に争いがないか後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

（１）原告に対する課税処分等

ア 岡山東税務署は、平成２６年６月１３日付けで、原告に対し、原告の平成２６年分の所得税等の予定納税基準額が７２万６９００円、第１期（納期は平成２６年７月１日から同月３１日まで）及び第２期（納期は同年１１月１日から同年１２月１日まで。法定納期限は同日。以下「平成２６年分２期所得税等」という。）において納付すべき予定納税額がそれぞれ２４万２３００円である旨通知した。

岡山東税務署長は、平成２６年１２月１８日、上記法定納期限までに原告からの納付がなかったため、原告に対する督促等決議をした。

（乙４・２８枚目、乙１６）

イ 岡山東税務署長は、原告の平成２６年分から平成２９年分までの所得税等について、以下のとおり決定処分及び賦課決定処分等、督促等決議をした。

（ア）岡山東税務署長は、平成２８年１２月１５日付けで、原告に対し、平成２６年分の所得税等（法定納期限・平成２７年３月１６日）につき、納期限を平成２９年１月１６日、本税の額を５４万３１００円と決定し、また、無申告加算税を８万３０００円とする賦課決定をした（以下、上記本税を「平成２６年分所得税等」といい、これに係る延滞税及び上記無申告加算税と併せて「平成２６年分国税」という。）。

岡山東税務署長は、平成２９年２月２１日、上記納期限までに原告からの納付がなかったため、平成２６年分国税につき、原告に対する督促等決議をした。

(乙4・30枚目、乙17の1)。

(イ) 岡山東税務署長は、平成28年12月15日付けで、原告に対し、平成27年分の所得税等(法定納期限・平成28年3月15日)につき、納期限を平成29年1月16日、本税の額を94万4500円と決定し、また、無申告加算税を16万3000円とする賦課決定をした(以下、上記本税を「平成27年分所得税等」といい、これに係る延滞税及び上記無申告加算税と併せて「平成27年分国税」という。))。

岡山東税務署長は、平成29年2月21日、上記納期限までに原告からの納付がなかったため、平成27年分国税につき、原告に対する督促等決議をした。

(乙4・32枚目、乙17の2)

(ウ) 岡山東税務署長は、平成30年3月26日付けで、原告に対し、平成28年分の所得税等(法定納期限・平成29年3月15日)につき、納期限を平成30年4月26日、本税の額を95万1000円と決定し、また、無申告加算税を26万円とする賦課決定をした(以下、上記本税を「平成28年分所得税等」といい、これに係る延滞税及び上記無申告加算税と併せて「平成28年分国税」という。))。

岡山東税務署長は、平成30年5月24日、上記納期限までに原告からの納付がなかったため、平成28年分国税につき、原告に対する督促等決議をした。

(乙4・34枚目、乙18)。

(エ) 岡山東税務署長は、平成31年3月14日付けで、原告に対し、平成29年分の所得税等(法定納期限・平成30年3月15日)につき、納期限を平成31年4月15日、本税の額を89万8900円と決定し、また、無申告加算税を24万2000円とする賦課決定をした(以下、上記本税を「平成29年分所得税等」といい、これに係る延滞税及び上記無申告加算税と併せて「平成29年分国税」という。また、平成26年分国税、平成27年分国税、平成28年分国税及び平成29年分国税を併せて「本件各国税」という。))。

岡山東税務署長は、令和元年5月16日、上記納期限までに原告からの納付がなかったため、平成29年分国税につき、原告に対する督促等決議をした。

(乙4・36枚目、乙19)

(2) 原告に対する3件の差押処分

岡山東税務署の財務事務官(以下「本件徴収職員」という。)は、令和元年12月10日、医療法人A(以下「A」という。)、医療法人B病院(以下「B病院」という。)及び医療法人C(以下「C」といい、A及びB病院と併せて「本件各第三債務者」という。)に対し、国税徴収法141条の規定に基づく財産調査(以下「本件財産調査」という。)を行い、本件財産調査の結果を踏まえ、同法47条1項1号及び62条に基づき、原告が本件各第三債務者に対して有する各給料支払請求権を差し押さえ(以下、Aに対して有する給料支払請求権に係る差押えを「本件差押処分(A分)」、B病院に対して有する給料支払請求権に係る差押えを「本件差押処分(B病院分)」、Cに対して有する給料支払請求権に係る差押えを「本件差押処分(C分)」といい、これらを併せて「本件各差押処分」という。)、本件各差押処分に係る「差押調書(債権用)」と題する書面(以下「本件各差押調書」という。)を作成した。

本件各第三債務者の従業員等は、令和元年12月10日、岡山東税務署から、本件各差押

処分に係る債権差押通知書をそれぞれ受領した。岡山東税務署は、同月１１日、原告に対し、本件各差押処分に係る「差押調書（債権用）（謄本）」と題する書面（以下「本件各差押調書（謄本）」という。）を簡易書留郵便により送付した。原告は、同月１４日、本件各差押調書（謄本）を受領したが、同月２３日、岡山東税務署に対し、本件各差押調書（謄本）を返戻した。

（甲２の１及び２、甲３の１～３、甲１７の１～３、乙４、７、２０の１～３）

（３）岡山東税務署の徴収行為

ア Aに対する徴収行為

岡山東税務署の特別国税徴収官は、令和元年１２月２４日付けの書面により、Aに対し、本件差押処分（A分）に係る取立てとして、原告の給与３３万７０００円分の振込みを求めた。岡山東税務署長財務事務官は、令和２年１月１７日付け「債務の承認について」と題する書面をAに送付し、本件差押処分（A分）に基づき、添付する「債務承認書」に、上記処分に係る債権差押通知書到達時の債務額、債務額支払見込み及び支払期日、他の債権者による差押えの有無等の所要事項を記入し、押印するよう求めた。また、岡山東税務署長は、同日付けで、Aに対し、国税等の滞納処分のため必要があるとして、国税徴収法１４１条所定の質問検査権に基づき、過去３か月分の給与等の支払状況、振込みの有無・振込先、反対債権の有無・内容等について回答を求めた。Aは、同月１８日付けで、岡山東税務署に対し、本件差押処分（A分）に係る差押通知書、令和元年１２月２４日付けの振込みを求める書面、令和２年１月１７日付けの「債務の承認について」と題する書面等を返送した。

岡山東税務署の特別徴収官は、令和２年１月２８日付けで、Aに対し、本件差押処分（A分）に基づき差押金額の計算をするための計算書を送付し、作成を依頼した。Aは、同月２９日付けで、岡山東税務署長に対し、上記送付書類を返送した。

岡山東税務署長財務事務官は、令和３年４月５日付けで、Aに対し、被差押債権について同月１５日までに振り込むよう催告した。Aは、同月１２日付けで、岡山東税務署に対し、上記催告に係る書面を返送した。

Aは、令和３年４月２０日付け書面により、岡山東税務署の面談日の設定を希望しない旨連絡した。

（甲６の１～５、甲７の２～５、乙２１）

イ B病院に対する徴収行為

岡山東税務署の特別国税徴収官は、令和元年１２月２５日付けで、B病院に対し、本件差押処分（B病院分）に係る取立てとして、原告の給与５万１０００円の振込みを求めた。岡山東税務署長財務事務官は、令和２年３月４日付けで、B病院に対し、原告の給与５万１０００円の支払を求める旨の催告書を送付した。（甲２１の１・２）

（４）再調査請求

原告は、令和２年２月１０日、本件各差押処分を不服として再調査の請求をしたところ、岡山東税務署長は、同年４月２２日付けで、同再調査の請求をいずれも棄却する旨の決定をした（乙２１、２２）。

（５）審査請求

ア 申立ての経過等

原告は、令和2年5月14日、本件各差押処分を不服として審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。原告は、本件審査請求に係る同月12日付け審査請求書における原処分庁欄に、「岡山東税務署（財務事務官・D）」と記載していた。

広島国税不服審判所の首席国税審判官は、令和2年5月29日付けで、原告に対し、上記審査請求書における原処分庁欄の記載を「岡山東税務署長」に補正すること等を求めた。原告は、その後、同月13日付け書面により、原処分庁を「岡山東税務署長」に変更することは、差押調書の有効性を重要争点とする本件審査請求の争点を違えることになるものであるから不適切であるなどと回答し、補正をしなかった。

広島国税不服審判所の首席国税審判官は、令和2年6月5日、本件審査請求に係る担当審判官（以下「本件担当審判官」という。）等を指定し、同日付けで原告に通知した。

本件審査請求につき作成された、起案日及び決裁日を令和2年6月8日とする「職権補正書」と題する書面（以下「本件職権補正書」という。）には、上記審査請求書につき、原処分庁の記載を「岡山東税務署」から「岡山東税務署長」と補正する必要がある旨、原告が補正に応じなかったため原告への連絡は要しない旨が記載されている。本件職権補正書の上部の決裁欄における「起案者」欄には「E」の印が、「（形式審査）担当審判官」欄には本件担当審判官の印がそれぞれ押されている。

（甲10の1・2、甲18、乙2）

イ 閲覧等請求に係る経緯

原告は、令和2年9月22日付けで、本件担当審判官に対し、本件審査請求につき提出された書類等の写しの交付を請求した。本件担当審判官は、同年10月21日付けで、原告に対し、①本件各差押調書のうち、決議書番号部分並びに本件各第三債務者において債権差押通知書を受領した者の本件各第三債務者における地位、氏名及び押印部分と、②B病院に対する送達記録書の受取人の署名押印欄をそれぞれマスキングした上、原告が請求した上記書類等の写しを交付した。（以下、上記マスキング部分を「本件マスキング部分」という。甲17の1～3、乙3、4）

原告は、令和3年2月22日付けで、本件担当審判官に対し、「黒塗りされていない差押調書」、「立会の要件」を満たしたことが証しされる書面、「岡山東税務署長から倉敷税務署長及び玉島税務署長（あるいは広島国税局長）への処分の引継ぎがなされたことを証する書面又はそれに準ずるもの（国税徴収法第182条）」等の写しの交付を請求した。本件担当審判官は、同月25日付けで、原告に対し、本件マスキング部分については開示できない旨を伝えるとともに、原告が閲覧等を請求する文書を岡山東税務署長の証拠書類等目録の番号欄等に「○」印を付すなどして特定することを求めた。本件担当審判官は、同年3月15日付けで、原告に対し、原告が同年2月22日付けで写しの交付を請求した、本件マスキング部分を開示したものの交付を不許可とし、原告に通知した。（甲14の4・5、乙5の1・2）。

原告は、令和3年4月3日付けで、本件担当審判官に対し、①署名欄部分がマスキングされていない本件各差押調書及びB病院に対する送達記録書、②「処分庁による差押調書謄本の交付なしに、差押処分が成立したことを示す根拠を示した書面（差押調書謄本は交付されていない。同書面の受領も署名もしていない。）」、③「処分庁の差押調書謄本の交付なしに、非常勤勤務先に押しかけ、その場で作成した債権差押通知書（処分庁の公印な

し)によって債権差押の到達とみなす根拠を示す書面」の各写しの交付を求めた。本件担当審判官は、同月7日付けで、原告に対し、同交付請求のうち、上記②及び③の書類が、岡山県税務署長が提出した証拠書類等目録記載書類のどれに該当するのかが不明であるとして、交付を求める書類等について、証拠書類等目録の番号欄等に「○」印を付すなどして特定の上、返送するように依頼する旨及び同目録の備考欄の記載事項は岡山県税務署長の立証趣旨である旨を記載した書面を送付し、また、同月16日付けで、回答を催促するとともに、備考欄の記載事項は岡山県税務署長の立証趣旨の要旨を記載したものであって、国税不服審判所の評価等を記載するものではない旨を記載した書面を送付した。原告は、令和3年4月21日、広島国税不服審判所岡山支所に対し、同月3日付け交付申請の対象を、いずれもマスキング部分のない、本件各差押処分に係る差押調書、B病院に対する送達記録書及び「岡山県税務署長による差押調書謄本（審査請求人はこれを見ていないし受け取っていない）」と特定した。本件担当審判官は、同年5月14日、原告に対し、上記特定文書のうち、「岡山県税務署長による差押調書謄本（審査請求人はこれを見ていないし受け取っていない）」については、該当する書類の提出がないとして、申請を不許可とした。本件担当審判官は、同月25日付けで、本件マスキング部分を開示したものを原告に交付した。（甲5の1・2、甲15の2・3、甲17の1・2、乙6の1～3）

ウ 争点整理等に係る経緯

本件担当審判官は、令和2年10月12日付けで、原告に対し、同日までに当事者から提出された書面又は面談における主張内容を基に作成した争点の確認表を送付した。本件担当審判官は、同確認表において、本件審査請求の争点を、①本件各差押処分は本件各国税に係る各決定処分及び各賦課決定処分の違法性の承継を理由として違法となるか否か、②岡山県税務署長が本件各国税についてした各督促は違法か否か、③本件各差押処分に関する手続に違法があるか否かの3点に設定した（以下「本件争点設定」という。）。（甲9の1）

本件担当審判官は、令和3年2月12日時点での「審理の状況・予定表」を作成し、原告に送付した（甲9の2）。

本件担当審判官は、令和3年5月27日時点での「審理の状況・予定表」を作成し、原告に送付した。同書面の「今後の予定・計画」の項目には「審理手続の終結 令和3年6月頃」との記載があり、また、同書面の別紙には、本件担当審判官が略語についてまとめた略語表が掲載されていた。（甲9の3）

エ 審理手続の終結

原告は、本件マスキング部分の開示を受け、本件担当審判官に対し、令和3年5月29日付け主張書面及び同年6月6日付け主張書面を提出した（甲10の21・22）。

広島国税不服審判所岡山支所の国税審査官は、令和3年6月11日、岡山県税務署に電話をかけ、原告の上記各主張書面に対する意見はない旨聞き取った（甲10の21・22、乙29）。

オ 本件裁決

国税不服審判所長は、令和3年6月29日付けで、審査請求をいずれも棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。本件裁決において、原処分庁は「岡山県税務署長」とされており、また本件裁決において定めた争点は、本件争点設定と同じものであつ

た。(甲 8 の 1)

(6) 本件訴訟の提起等

原告は、令和 3 年 8 月 21 日、本件判決の取消しを求め、本件訴訟を提起した。当裁判所が、同月 27 日付け事務連絡により、原告に対し、本件訴訟において本件各差押処分（B 病院分）の取消しの訴えを追加するか否かを確認したところ、原告は、同年 9 月 5 日付けの「回答書」と題する書面において、本件判決の取消しのみを求める趣旨である旨回答した。

原告は、令和 4 年 3 月 8 日、本件訴訟において本件各差押処分（B 病院分）の取消しの訴えを追加する旨記載した訴えの変更申立書を当裁判所に提出し、同年 4 月 21 日の第 3 回口頭弁論期日においてこれを陳述した。

(当裁判所に顕著な事実)

(7) 本件各差押処分の帰趨

ア 岡山東税務署長は、令和 3 年 11 月 25 日、国税徴収法 79 条 1 項 2 号に基づき、本件差押処分（B 病院分）に係る差押えを解除し、同月 29 日、B 病院及び原告に対し、上記解除に係る通知書を送付した（乙 11）。

イ 岡山東税務署長は、令和 4 年 3 月 24 日、国税徴収法 79 条 1 項 2 号に基づき、本件差押処分（C 分）に係る差押えを解除し（以下、上記アの解除と併せて「本件各差押解除」という。）、同月 29 日、C 及び原告に対し、上記解除に係る通知書を送付した（乙 15）。

ウ 岡山東税務署の徴収職員は、令和 5 年 3 月 17 日、本件差押処分（A 分）により差し押さえた債権の取立てとして、A から、同日時点の本件各国税残額の全額である 607 万 3008 円の支払を受けた（以下「本件取立て」という。乙 30、31）。

3 争点

(1) 本件各訴えについての訴えの利益の存否（本案前の争点）

(2) 本件各差押処分の適法性

(3) 本件判決の適法性

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点 (1)（本件各訴えについての訴えの利益の存否）について

(原告の主張)

ア 原告は、本件各差押解除や本件取立てにもかかわらず、なお本件各訴えについて訴えの利益を有する。

イ すなわち、本件各差押解除は、①国税徴収法 79 条の要件を満たさず、また、②争点 (2) で主張するとおり処分として有効に成立していない本件差押処分（B 病院分）及び本件差押処分（C 分）を前提とするものであるから、上記解除によって上記各差押処分に係る訴えの利益が消滅することにはならない。

また、本件差押処分（A 分）に係る取立手続は、本件訴訟から独立した別個のものであるから、同取立手続によって本件差押処分（A 分）に係る訴えの利益が消滅することにはならない。

(被告の主張)

ア 本件各差押解除による本件差押処分（B 病院分）及び本件差押処分（C 分）に係る部分の訴えの利益の消滅

(ア) 岡山東税務署長は、本件差押処分（B 病院分）に係る被差押債権（原告が B 病院に対

して有する給与の支払請求権)につき、その消滅時効期間が満了する前に取立訴訟を提起するのは著しく困難であり、「差押財産の金銭的価値が全く失われたとき」(国税徴収法79条1項2号)に当たると判断して本件差押処分(B病院分)を解除したものであり、同解除は適法である。

また、岡山東税務署長は、本件差押処分(C分)につき、原告が退職したことにより被差押債権(原告がCに対して有する給与の支払請求権)が存在しないことが判明したため、国税徴収法79条1項2号に基づいて本件差押処分(C分)を解除したものであり、同解除は適法である。

(イ) 債権の差押処分については、被差押債権の取立てが実行された場合には、その目的を達成し、取立ての限度でその効果が消滅するものであり、国税徴収法その他の関係法令上、被差押債権の取立てが実行された後に差押処分が取り消された場合に、当該被差押債権が復活することを定めた規定は存しないから、差押処分に係る取立てが実行された部分につき、同処分の取消しにより回復すべき法律上の利益はない。

また、差押処分による差押えが国税徴収法79条に基づき解除された場合、当該差押処分の効果は将来に向かって消滅し、以後これに基づく債権の取立て等を行われないこととなるから、差押えが解除された後は、滞納者において当該差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はない。

本件差押処分(B病院分)及び本件差押処分(C分)は、国税徴収法79条に基づきいずれも解除された(本件各差押解除)ことから、以後これに基づく給与支払請求権の取立て等が行われることはなく、上記各処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はない。仮に、本件各差押解除前に上記各差押処分に基づく取立てが行われていたとしても、差押処分に係る取立てが実行された部分につき、同処分の取消しにより回復すべき法律上の利益はない。

イ 本件差押処分(A分)に係る部分の訴えの利益の消滅

債権の差押処分において被差押債権の取立手続が終了した場合、当該処分の目的を完了したものであるとして、その効力は消滅する。本件取立てをもって、本件差押処分(A分)に係る債権の取立手続は終了し、それにより既に本件差押処分(A分)の効力は消滅しているから、本件差押処分(A分)の取消しによって回復すべき法律上の利益はない。

ウ 本件各訴えが不適法であること

上記ア及びイのとおり、本件各差押処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものである。

また、原処分を取り消すことについての法律上の利益が消滅した場合には、その取消しによって回復すべき法律上の利益はなく、そうである以上、原処分に関する審査請求を棄却した判決の取消しを求める訴えの利益もないものというべきである。したがって、原告には、本件各差押処分に関する審査請求を棄却した本件判決の取消しを求める訴えの利益はないから、本件判決の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものである。

(2) 争点(2)(本件各差押処分の適法性)について

(被告の主張)

本件各差押処分は、以下のとおり国税徴収法の規定に基づいてされたものであって、いずれも適法である。

ア 本件差押処分（Ａ分）は適法な手続を経てされたものであること

岡山東税務署は、督促処分に係る督促状を發した日から起算して１０日を経過した日までに原告が本件各国税に係る国税を完納しなかったため、国税徴収法４７条１項１号及び同法６２条１項に基づき、第三債務者であるＡ宛てに債権差押通知書を送達して、令和元年１１月以降に発生する原告のＡに対する給与の支払請求権のうち、同法７６条１項により差押えが禁止されている金額を控除した残額を本件各国税の限度で差し押さえたものであり、その際、岡山東税務署の職員である本件徴収職員は、同法５４条２号に基づき、差押調書を作成した上、その謄本を簡易書留郵便で原告宛てに送付し、原告はこれを受領したのであるから、差押処分に係る法令の定め（国税通則法３７条１項、国税徴収法５４条、６２条、７６条１項）に照らし、本件差押処分（Ａ分）は適法な手続を経てされたものである。

なお、国税徴収法の規定により、国税の徴収に関する事務に従事する職員である本件徴収職員は差押えをする権限を有し、同職員は差押調書等を適法に作成する権限をも有するから、本件徴収職員が作成した本件各差押調書は適法なものである。

イ 本件各国税に係る徴収権の行使が適法であること

（ア）平成２６年分２期所得税等、平成２６年分国税及び平成２７年分国税に係る徴収権は時効により消滅していないこと

平成２６年分２期所得税等の法定納期限は平成２６年１２月１日であるところ、岡山東税務署長は、同月１８日に原告に対し、平成２６年分２期所得税等の納付を督促したため、同所得税等に係る徴収権の時効は中断し、新たに時効の中断が始まった同月２９日から５年を経過する前の令和元年１２月１０日の本件差押処分（Ａ分）により、上記徴収権の消滅時効は中断した。

平成２６年分所得税等の法定納期限は平成２７年３月１６日であり、平成２７年分所得税等の法定納期限は平成２８年３月１５日であるところ、岡山東税務署長は、平成２９年２月２１日、原告に対して平成２６年分所得税等及び平成２７年分所得税等の納付を督促したため、これらに係る徴収権の消滅時効はいずれも中断し、新たに時効の中断が始まった平成２９年３月４日から５年を経過する前の令和元年１２月１０日の本件差押処分（Ａ分）により、上記各徴収権の消滅時効は中断した。

本件差押処分（Ａ分）による平成２６年分２期所得税等、平成２６年分国税及び平成２７年分国税に係る徴収権の消滅時効の中断は、現在も継続しており、上記各徴収権の消滅時効は完成していない。

（イ）平成２８年分国税及び平成２９年分国税に係る徴収権の行使は可能であること

平成２８年分所得税等の決定処分及び平成２９年分所得税等の決定処分はいずれも行政処分であり、取消権限のある者によって取り消されるまでは有効なものとして扱われるため、上記各決定処分に係る取消訴訟が係属中であることをもって、平成２８年分国税及び平成２９年分国税に係る徴収権の行使が違法となることはない。

ウ 本件各国税の徴収の所轄庁は岡山東税務署であること

原告の住所地は、本件差押処分（Ａ分）があった令和元年１２月１０日時点において岡山市中区であることから、原告の所得税等の納税地は同所となること（所得税法１５条１号等）、同所を管轄するのは岡山東税務署であり、本件各国税の徴収の所轄庁は岡山東

税務署である。

したがって、岡山東税務署に所属する徴収職員は本件各国税を徴収するため、岡山県倉敷市所在のAを第三債務者とする差押処分を行うことができる。

(原告の主張)

ア 本件各差押処分の不成立

(ア) 処分庁は、財産を差し押さえたときは、国税徴収法55条各号に掲げる者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない、上記通知は、国税徴収法施行令22条に基づき、処分庁による差押調書謄本によらなければならないところ、同謄本の交付は、差押処分の成立要件である。そして、当該処分が不服申立てにより争われた場合は、判決の確定等により処分の存在が確定した場合に差押え等の徴収行為が可能になり、第三債務者への債権差押通知書の送達等の手続に移るものである。

岡山東税務署の職員が原告に郵送した本件各差押調書(謄本)は、国税徴収法54条にいう差押調書の謄本に当たり、同法55条の通知のために用いられる差押調書謄本ではない。岡山東税務署長は、本件各差押処分に係る差押調書謄本を作成しておらず、原告は同謄本の交付を受けていないから、本件各差押処分は有効に成立していない。

(イ) 本件において、本件各差押調書の岡山東税務署長の決裁の日が令和元年12月16日であることからすると、同月10日にしたと被告が主張する本件各差押処分は、権限のない者によってされたものである。

また、本件各差押調書は、その受領欄に原告の署名押印及び本件各第三債務者の法人代表者の署名押印がなく、適法に作成されたものではない。

イ 本件各国税に係る徴収権の行使の違法性

(ア) 平成26年分2期所得税等、平成26年分国税及び平成27年分国税に係る徴収権は時効により消滅しているから、同徴収権を行使することは違法である。

(イ) 平成28年分国税及び平成29年分国税に係る課税処分の取消訴訟が係属中であり、同各課税処分に係る債務の内容は法的に確定していないから、平成28年分国税及び平成29年分国税に係る徴収権を行使することは違法である。なお、本件各差押処分は、重大かつ明白な瑕疵がある行政行為であって無効であるため、公定力は働かない。

ウ 岡山東税務署の徴収行為の違法性(管轄違背)

本件財産調査は、管轄区域外施設に対するものであり、国税徴収法182条に基づく権限の委譲の手続に係る通知がされていないため、違法である。

また、本件徴収職員は、国税通則法74条の9(令和2年法律第33号による改正前のもの)に違反する訪問・調査の上で、債務名義の生じていない国税に対して、裁判所からの許可状(国税通則法132条)を得ることなく、強制調査の要件を満たさないままに、強制調査において作成可能な、本件各差押調書及び本件各差押調書(謄本)を作成したものであり、違法である。

エ 差押額の計算の違法性

本件各差押処分は有効に成立していないから、差押額を算定すること自体がそもそも違法である上に、差押額の算定方法が国税徴収法76条に違反している。

オ 本件各差押処分後の事情の違法性

岡山東税務署長は、本件各第三債務者に対し、振込要求、支払催告書送付及び債務承認

書への署名押印要請をしたものであるが、本件各差押処分は有効に成立していないにもかかわらず、そのことを仮装し、また本件各第三債務者に対し義務のないことを強いるものであり、違法である。

(3) 争点 (3) (本件裁決の適法性) について

(被告の主張)

本件裁決には裁決固有の瑕疵と評価される事情はなく、本件裁決は適法であり、その違法をいう原告の主張については、以下のとおりいずれも理由がない。

ア 岡山東税務署の違法行為の看過・幫助を指摘する原告の主張について

岡山東税務署の違法行為の看過・幫助に係る違法事由を指摘する原告の主張は、結局、本件各差押処分の実体的な違法をいうものにすぎず、裁決の取消事由として主張することができないものである。

イ 原処分庁の記載の補正について

原処分庁の補正は、適法に行われたものである。

ウ 争点設定・争点整理について

(ア) 審理手続の進行につき、本件担当審判官及び広島国税不服審判所の首席国税不服審判官は、国税通則法 9 7 条 1 項に基づく調査を実施するか否か、調査の方法の選択等、審査請求事件の審査に際して行う審査請求人又は原処分庁に対する主張や事実関係についての求釈明の活用等につき広範な裁量を有していることから、調査及び求釈明の前提、あるいはそれらが行使された結果である争点整理についても、上記各審判官の合目的的、合理的な裁量に委ねられている。

(イ) 本件担当審判官の行った争点の設定や略語表の記載は、本件審査請求における原告及び岡山東税務署長の双方の主張等を踏まえ、合目的的、合理的な裁量の範囲内においてなされた争点整理に基づいて適切に行われたものである。

争点確認表における主張は、当事者の主張を全てあるいはそのまま記載するものではなく、審査請求の対象となった原処分の適法、違法を判断するため、争点整理の結果等を踏まえ、課税等要件に該当する事実等のうち審査請求人と岡山東税務署長との間で争いのある事実等を記載するものであるところ、本件における争点確認表の記載に不足はなく、適切である。また、原告の指摘する、令和 2 年 1 0 月 1 2 日付けの争点確認表（甲 9 の 1）における記載と、令和 3 年 5 月 2 7 日付けの審理の状況・予定表（甲 9 の 3）における記載の変更は、文章整理の範疇にとどまり、違法あるいは不当な主張の書換えと評価される余地はない。

エ 写しの交付請求への対応について

本件における原告の写しの交付請求に対する本件担当審判官の対応は、その経緯・内容に鑑みても、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用のない適法なものである。

オ 審理手続の終結について

本件担当審判官は、本件審査請求に係る審理手続について、令和 3 年 6 月 1 1 日に終結し、同日付けで原告に対する通知をしたものであり、手続違背の事実はない。

審理手続の終結は担当裁判官の判断によるとされており（国税通則法 9 7 条の 4 第 1 項）、調査、求釈明の行使、争点の整理等についても担当審判官の広範な裁量に委ねられていることからすれば、必要な審理を十分に尽くし、審理手続を終結するに熟したかの判

断についても、担当審判官の合目的的、合理的な裁量に委ねられている。本件においては、本件各差押処分の適法性につき主張立証責任を負う岡山東税務署長が、原告の提出した主張書面に対して更なる反論はしない旨の意向を明らかにしており、本件担当審判官は、双方から提出された主張及び証拠の内容に照らし、裁決をするのに十分な審理が尽くされており追加の主張立証は必要ない旨判断して審理手続を終結したのであって、本件担当審判官のこのような審理手続の終結について、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは評価され得ない。

(原告の主張)

本件裁決は、以下のとおり違法である。

ア 岡山東税務署の違法行為の看過・幫助に係る違法事由

岡山東税務署は、①管轄区域外への訪問・調査、②要件を満たさない段階での本件差押調書、本件差押調書（謄本）等の作成、③第三債務者に対する不当差押額の振込要請、債務承認書への署名押印要請、差押処分が有効に成立していない段階での催告書等の違法交付、強制執行するとの威嚇行為の看過等という違法行為をした。

国税不服審判所は、岡山東税務署の上記違法行為を故意又は過失により看過し、岡山東税務署に対して差押調書謄本の提出を求めず、差押調書謄本の不存在を認定しない等の審理をすることにより、岡山東税務署の違法行為の幫助をした。

イ 原処分庁の記載の補正に係る違法事由

本件職権補正書には、国税不服審判所長の署名押印がない上、本件職権補正書による補正は、請求人である原告の意思に反しており、かつ、実際は徴収職員がした本件各差押処分の適法性という争点を違えることとなるため、補正事項が軽微なものであるとはいえず、また、原告は本訴提起後に上記補正の存在を知ったものであるから、違法である。

ウ 争点設定・争点整理に係る違法事由

本件審査請求の審理については、国税不服審判所が設ける審理手続指針（甲 2 3）に違反する等の様々な違法がある。

(ア) 争点設定に係る違法事由

本件担当審判官は、原告が本件各差押処分の不成立及び督促状の不到達を主張しているにもかかわらず、本件各差押処分の成立及び督促状の到達を前提とする争点を設定したものであり、公正中立なものではなく違法である。

(イ) 争点確認表作成に係る違法事由

本件担当審判官が作成した争点確認表には、原告が提出した書面が一部記載されておらず、また、本件各差押処分が成立したことや差押調書謄本が存在することなどを前提とする、適正でない語義を使用した違法がある。

また、令和 3 年 5 月 2 7 日付け争点確認表においては、令和 2 年 1 0 月 1 2 日付け争点確認表の当事者の主張欄の記載につき、「本件各国税」を「本件各課税処分」と、「債務の承諾、債務の承認ともにしていない」を「債務の承諾等していない」と、「本件徴収担当職員は本件各差押処分をする権限を有していた。」を「本件徴収担当職員は、本件各差押処分を執行する権限を有していた。」と、「本件各第三債務者の署名押印があり」を「本件各第三債務者の職員の署名押印があり」とする各書換えがされているが、これらはいずれも適正ではない。

エ 写しの交付請求への対応に係る違法事由

本件担当審判官は、原告の申し立てた書類の閲覧等請求に対し、対象を特定するためとして証拠等目録記載の項目に丸をするよう指示をしたが、同目録の備考欄には、原告が争っているために事実を確定できていない事項が記載されており、原告が特定のために項目に「○」印を付すことにより上記記載内容を認めたとされ得るような内容であった。また、本件担当審判官は、書類の閲覧等請求に対して、正当な理由がなく、マスキングを多用した書面を交付した。本件担当審判官のこのような取扱いは、国税不服審判所の審理手続指針（甲23）に記載のない違法なものである。

オ 審理手続の終結に係る違法事由

本件担当審判官は、原告に対し、審理手続の終結の通知をしていないから、手続違背がある。

国税不服審判所は、主張が不明確な場合等においては、必要に応じて審査請求人又は原処分庁に審査請求書又は答弁書等の記載の趣旨についての説明や補充、訂正を求めるなど、主張を明確にした上でその内容を相手方当事者に通知するとともに反論を促す必要がある。原告が17通の書面と44個の証拠を提出したのに対し、岡山東税務署長が提出したのは3通の書面のみ（うち3通目は「意見なし」の1行のみ）であり、岡山東税務署長は、令和2年8月26日付けの2通目の書面以降、実質的な主張や反論をしていなかった。本件担当審判官は、原告が本件マスキング部分開示後の本件各差押調書により明らかになった事実を基にした主張を追加したにもかかわらず、その反論を岡山東税務署長に促さず、争点の再整理を行わないまま審理手続を終結したものであり、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（本件各訴えについての訴えの利益の存否）について

（1）取消訴訟における訴えの利益の必要性

処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる（行政事件訴訟法9条1項）。

（2）本件差押処分（B病院分）及び本件差押処分（C分）に係る訴えの利益の存否

ア 国税の滞納処分は、基本的に、滞納者の個別の財産につき、差押え・換価・配当の手続によって行われる（国税徴収法47条）ところ、滞納処分としてされた債権の差押処分は、その後続く換価・配当手続のために、滞納者の特定の財産（債権）について法律上又は事実上の処分を禁止することを目的とし、第三債務者に対して弁済を禁止し、滞納者に対して取立てその他の処分を禁止するとともに徴収職員による被差押債権の取立てを可能とする法的効果を有するものである。そうすると、当該債権差押処分は、その取立てが完了した部分については、その本来の目的を達し、その法的効果が消滅するというべきであり、国税徴収法その他の関係法令上、被差押債権の取立てが実行された後に差押処分が取り消された場合に当該被差押債権が復活することを定めた規定が存しないことも併せ考えると、差押処分に係る取立てが実行された部分につき、差押処分の取消しにより回復すべき法律上の利益は存しないと解するのが相当である。また、差押処分に係る差押えが国税徴収法79条に基づき解除された場合、当該差押処分の効果は将来に向かって消滅し、以後これ

に基づく債権の取立ては行われなかったこととなることからすると、差押えが解除された後は、滞納者において当該差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないと解するのが相当である。

本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）については、仮に取立てが実行された部分があるとしても、その限度で既に処分の効果は消滅しており、また、本件各差押解除により上記各差押処分の効力が将来に向かって喪失していることからすれば、上記各差押処分を取り消すことによって回復すべき利益は存在しない。したがって、本件訴えのうち、本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）の取消しを求める部分については、訴えの利益を欠くものというべきである。

また、本件訴えのうち、本件差押処分（Ｂ病院分）の取消し及び本件差押処分（Ｃ分）についての審査請求を棄却した本件裁決の取消しを求める部分についても、同取消しを求める訴えの目的は究極的には原処分の取消しを求めることにありと解されるから、原処分を取り消すことについて法律上の利益が消滅した場合には、裁決の取消しを求める訴えの利益も消滅したと解するのが相当である。

したがって、本件訴えのうち、①本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）の取消しを求める部分、②本件裁決のうち同各処分に係る部分の取消しを求める部分は、いずれも訴えの利益を欠く不適法なものである。

イ 原告の主張に対する判断は、以下のとおりである。

（ア）原告は、本件各差押解除は国税徴収法７９条１項２号の要件を満たさない違法なものであるから、本件各差押解除により訴えの利益が消滅することにはならない旨主張する。

国税徴収法７９条１項２号は、差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなった場合には差押えを解除しなければならない旨定めるものであり、同号の趣旨が無益な差押えの解消にあることを踏まえ、国税徴収法基本通達７９－６において、差押財産の金銭的価値が全く失われたときには、国税徴収法７９条１項２号に該当するものとして取り扱われている。本件については、岡山東税務署長が、本件差押処分（Ｂ病院分）についてはその被差押債権の消滅期間が満了する前に取立訴訟を提起するのは著しく困難であること、本件差押処分（Ｃ分）については原告が退職したことにより被差押債権が存在しないことが判明したことにより、いずれも被差押債権の金銭的価値が全く失われたとして国税徴収法７９条１項２号の要件に該当すると判断したものであるところ（弁論の全趣旨）、同号の上記趣旨に鑑みて、これらの判断が違法であるとはいえない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

（イ）原告は、本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）は、そもそも有効に成立していないから、その成立を前提とする本件各差押解除によって上記各差押処分に係る訴えの利益が消滅することにはならない旨主張するが、以下の説示するとおり、いずれも採用することができない。

ａ 予定納税に係る所得税は、納付義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定し（国税通則法１５条３項１号）、また、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する（同法２５条

本文)。納税者が国税を納期限までに納付しない場合には、督促（同法３７条）をし、督促を経てもなお完納されない場合は、滞納処分（同法４０条）がされることとなる。

本件は、前提事実（１）及び（２）のとおり、原告が予定納税や決定で確定した所得税等につき、納期限までに納付しなかったために、岡山東税務署長は、督促等決議をし、各年月日頃、原告に対して督促状等督促に関する書類を發したことが推認することができ、その結果、同各年月日頃に發送された各督促状は通常到達すべきであったときに送達があったものと推定される（国税通則法１２条１項及び２項）。本件審査請求に係る審査請求書（甲１０の１）において、原告が、平成２６年分所得税等に係る取消訴訟提起以降、督促状等の書面が送られてきた場合には異議ありとして返戻した旨記載していることは、督促状の送達が奏功していることをうかがわせる事実該当するところ、本件全証拠によっても、上記推定を覆すに足りる事情は認められない。

そして、原告が上記督促を受けても上記所得税等を完納しなかったことから、滞納処分の一環として本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）が行われたものであるところ、国税徴収法６２条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって行い（１項）、上記各差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる（３項）旨規定することからすると、債権差押通知書の第三債務者への送達が債権の差押えの効力発生要件であるといえる。本件については、前提事実（２）のとおり、Ｂ病院及びＣの各従業員に債権差押通知書が交付送達されているのであるから、本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）は効力発生要件を具備し、有効に成立していると認められる。

- b 原告は、平成２８年分国税及び平成２９年分国税に係る課税処分の取消訴訟が係属中であり、同各課税処分に係る債務の内容は法的に確定していないから、平成２８年分国税及び平成２９年分国税に係る徴収権を行使することは違法であり、本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）は有効に成立していないという趣旨の主張をする。

しかしながら、国税徴収法上、当該課税処分に係る判決が確定するまで徴収手続を進められないことを定めた規定は見当たらず、判決の確定等により差押処分等の無効・取消しが確定した場合に、当該差押処分等及びその後続く処分等が遡及的に無効となるが、それ以前には処分として有効に成立していることを前提とするものであると解するのが相当であり、原告の上記主張を採用することはできない。

- c 原告は、自らが国税徴収法５５条に基づく差押調書の謄本の交付を受けていないから、本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）は有効に成立していない旨主張する。

しかしながら、国税徴収法５５条は質権者等に対する差押えの通知について規定したものであり、成立要件を定めたものではない。そもそも、本件差押処分（Ｂ病院分）及び本件差押処分（Ｃ分）において質権者等が存在することを認めるに足りる事情ないし証拠もないから、同条は本件とは無関係である。

なお、徴収職員が滞納者の財産を差し押さえた際には、滞納者に対し、差押調書

の謄本を滞納者に交付しなければならない（国税徴収法54条）ものとされているが、同法62条において第三債務者に対する債権差押通知書の送達時に差押えの効力が生ずる旨が規定されていることからすると、滞納者に対する差押調書の謄本の交付の有無は差押処分の効力に影響を与えないものというべきである。また、前提事実（2）のとおり、岡山東税務署の職員が原告に対して本件差押処分（B病院分）及び本件差押処分（C分）に係る「差押調書（債権用）（謄本）」を郵送する方法により交付していることからすれば、同法54条に違反しているということとはできない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

- d 原告は、本件差押処分（B病院分）及び本件差押処分（C分）に係る差押調書及び「差押調書（債権用）（謄本）」の作成は権限外にされた違法なものであるから、同各差押処分は有効に成立していない旨の主張をする。

国税徴収法は、徴収職員に対し滞納者の国税について財産を差し押さえる権限（47条）、差し押さえた場合に差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する権限（54条）を付与しているところ、本件差押処分（B病院分）及び本件差押処分（C分）に係る差押調書及び「差押調書（債権用）（謄本）」は、同各差押処分後に徴収職員が作成した適法なものといえる。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

- e 原告は、債権差押通知書を受領したのはB病院ないしCの代表者ではなく、債権差押通知書の送達が有効に行われていないから、本件差押処分（B病院分）及び本件差押処分（C分）は有効に成立していない旨主張する。

国税徴収法62条1項所定の「送達」については、国税通則法12条から14条までに定めがあり、当該書類の名宛人が法人である場合は、その代表権を有する者が「書類の送達を受けるべき者」（同法12条1項）に該当するところ、同条5項1号は、送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合について、「その使用人その他の従業者（中略）で書類の受領について相当のわきまのあるもの」に書類を交付することができる旨を定めている。

証拠（甲3の3）によれば、本件差押処分（C分）に係る差押債権通知書の受領欄に署名をしているのはCの副院長であることが認められ、同副院長は「その使用人その他の従業者（中略）で書類の受領について相当のわきまのあるもの」（国税通則法12条5項1号）に該当する。また、証拠（甲3の2、甲17の2）によれば、本件差押処分（B病院分）に係る債権差押通知書の受領欄には「F」との署名と押印があり、その送達場所がB病院内相談指導室と記載されていることが認められること、その他同人が同病院の従業員でないことをうかがわせる事情は見当たらないことからすると、同人は同病院の従業員であると認められ、「その使用人その他の従業者（中略）で書類の受領について相当のわきまのあるもの」（国税通則法12条5項1号）に該当する。したがって、本件差押処分（B病院分）及び本件差押処分（C分）に係る各第三債務者に対する債権差押通知書の送達はいずれも適法に行われているものである。

- （3）本件差押処分（A分）に係る訴えの利益の存否

ア 前提事実（７）ウのとおり、岡山税務署の徴収職員が、本件取立てにより、本件取立て時点の本件各国税残額の総額の支払を受けており、本件差押処分（Ａ分）に係る債権の取立手続は終了したと認められるから、本件差押処分（Ａ分）はその目的を完了して効力が消滅したものである。その他原告が本件差押処分（Ａ分）の取消しを求めるについて法律上の利益を有すると認めるに足りる証拠ないし事情は見当たらないことからすれば、本件差押処分（Ａ分）の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くものである。

また、本件訴えのうち、本件差押処分（Ａ分）についての審査請求を棄却した本件裁決の取消しを求める部分についても、同取消しを求める訴えの目的は究極的には原処分の取消しを求めることにありと解されるから、原処分を取り消すことについて法律上の利益が消滅した場合には、裁決の取消しを求める訴えの利益も消滅したと解するのが相当である。

したがって、本件訴えのうち、①本件差押処分（Ａ分）の取消しを求める部分、②本件裁決のうち同処分に係る部分の取消しを求める部分は、いずれも訴えの利益を欠く不適法なものである。

イ 原告は、本件差押処分（Ａ分）に係る取立手続によって同差押処分に係る訴えの利益が消滅することにはならない旨主張するが、上記アにおいて説示したとおり、債権の取立手続により目的を完了したことによって同差押処分に係る訴えの利益は消滅するから、原告の上記主張を採用することはできない。

第４ 結論

よって、その余の点について検討するまでもなく、本件各訴えはいずれも不適法であるから却下することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２部

裁判長裁判官 品田 幸男

裁判官 片瀬 亮

裁判官 横井 靖世